

議案第 2 1 号

平成 3 0 年度 就学相談委員の委嘱発令について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

提出者 墨田区教育委員会教育長 加藤 裕之

(提案内容)

別紙の者に委嘱する。

(提案理由)

墨田区就学相談委員会に関する要綱第 3 条に基づき、委嘱する必要がある。

平成30年度 就学相談委員の委嘱発令について

- 1 委嘱者
山田 佐登留（東京都児童相談センター 医師）
- 2 発令年月日
平成30年5月14日
- 3 委嘱期間
平成30年5月14日から平成31年3月31日
- 4 委嘱の根拠
墨田区就学相談委員会に関する要綱第3条

平成30年度 園長・校長・副園長・副校長 昇任・転任者一覧

(園長・校長)

No	氏名	職名	新任校(園)	前任 地区名	前任校(園)	種別	区分
1	かきぬま ひろみ 柿沼 広美	園長	菊川幼	足立	西伊興小	転任	外転
2	こんどう ゆきえ 近藤 ゆき江	園長	八広幼	墨田	八広幼	再任	内転
3	みやた ひろこ 宮田 宏子	園長	立花幼	墨田	第三寺島幼	昇任	内転
4	にいむら いずる 新村 出	校長	外手小	世田谷	船橋小	転任	外転
5	てらさき やすこ 寺崎 康子	校長	中和小	墨田	中和小	再任	内転
6	やまだ としろう 山田 俊郎	校長	言問小	墨田	言問小	再任	内転
7	やまだ あきら 山田 明	校長	業平小	墨田	外手小	転任	内転
8	かきぬま ひろみ 柿沼 広美	校長	菊川小	足立	西伊興小	転任	外転
9	かわなご としお 川中子 登志雄	校長	第三吾嬬小	台東	根岸小	昇任	外転
10	しみず まさや 清水 雅也	校長	第四吾嬬小	足立	北鹿浜小	転任	外転
11	せきもと あつし 関本 淳	校長	中川小	墨田	中川小	再任	内転
12	すどう たろう 須藤 太郎	校長	八広小	墨田	八広小	再任	内転
13	ほづみ よしお 保積 良夫	校長	梅若小	墨田	梅若小	再任	内転
14	すぎうら しんいち 杉浦 伸一	校長	墨田中	千代田	千代田区教育委員会	採用	外転
15	にしむら ひとし 西村 均	校長	本所中	墨田	豎川中	再任	内転
16	おりべ あきひろ 織部 明広	校長	豎川中	墨田	本所中	昇任	内転
17	たの まさはる 田野 正晴	校長	文花中	墨田	文花中	再任	内転
18							
19							
20							

(副園長・副校長)

No	氏名	職名	新任校(園)	前任 地区名	前任校(園)	種別	区分
1	とみおか けいに 富岡 敬子	副園長	菊川幼	墨田	菊川幼	再任	内転
2	みやざき みちこ 宮崎 路子	副校長	緑小	墨田	中和小	転任	内転
3	おくむら みどり 奥村 みどり	副校長	中和小	墨田	菊川小	転任	内転
4	いとう まさかず 伊藤 雅一	副校長	小梅小	墨田	曳舟小	転任	内転
5	とみなが ひろほし 富永 央星	副校長	柳島小	墨田	言問小	昇任	内転
6	かとう ともこ 加藤 智子	副校長	業平小	墨田	業平小	再任	内転
7	やなぎだ かつし 柳田 勝司	副校長	両国小	墨田	八広小	転任	内転
8	さとう きみのぶ 佐藤 公信	副校長	菊川小	墨田	緑小	転任	内転
9	ふじた なおゆき 藤田 直幸	副校長	第三寺島小	墨田	第三寺島小	再任	内転
10	たかやま みゆき 高山 幸	副校長	曳舟小	墨田	隅田小	転任	内転
11	かわくち しゅういち 川口 修一	副校長	八広小	墨田	墨田中	昇任	内転
12	さかの しんたろう 坂野 眞太郎	副校長	隅田小	足立	興本小	昇任	外転
13	はぶつ しずか 土生津 静	副校長	梅若小	東京都	教職員研修センター	昇任	外転
14	かたにわ まさひろ 片庭 正裕	副校長	本所中	墨田	文花中	転任	内転
15	しいの かなめ 椎野 要	副校長	錦糸中	墨田	両国中	転任	内転
16	いながき よしみ 稲垣 吉実	副校長	吾孀第二中	墨田	桜堤中	転任	内転
17	やすだ かずこ 安田 和子	副校長	文花中	墨田	豎川中	昇任	内転
18	くらた かずふみ 倉田 一史	副校長	桜堤中	墨田	錦糸中	転任	内転
19	せきやま みつこ 関山 光子	副校長	吾孀立花中	墨田	柳島小	再任	内転
20							

平成30年度 園長・校長・副園長・副校長・管理職候補者 区外転出一覧

No	氏名	職名	新任校	新任 地区名	前任校・職	種別
1	あさの つとむ 浅野 努	校長	南葛西第三小	江戸川	小梅小・副校長	昇任
2	しまむら ひろし 島村 博	校長	大森第三小	大田	菊川小・校長	転任
3	あらい あきひろ 荒井 亮宏	主任指導 主事	渋谷区教育委員会	渋谷	墨田中・校長	転任
4	ふじわら ひろよし 藤原 啓芳	校長	南六郷中	大田	吾嬬立花中・副校長	昇任
5	とやま ふみえ 遠山 典江	副校長	板橋第四小	板橋	両国小・副校長	転任
6	やまだ なおたか 山田 尚孝	副校長	式根島中	新島	両国中・主幹教諭	昇任
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

平成30年度 指導室長・指導主事 昇任・転出・転入者一覧

No	氏名	新所属・職	前所属・職	種別
1	いどうしゃ 異動者なし			
2				

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

1 趣旨

墨田区長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取の依頼があったが、依頼内容は緊急に処理しなければならず、かつ、教育委員会を招集する暇がなかったため、墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく教育長の臨時代理により異議ない旨を回答した。

2 条例案名

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

3 改正理由

国における退職手当の支給水準の引下げ及び特別区における行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため、所要の規定整備を行う。

4 改正内容

(1) 退職手当の基本額に係る支給割合の改定

退職手当の基本額に係る勤続期間ごとの支給割合を次のように改定する。

ア 普通退職の場合

勤続期間	現 行	改 正 案
1年～10年	50 / 100	〔現行どおり〕
11年～15年	115 / 100	107 / 100
16年～20年	155 / 100	153 / 100
21年～25年	210 / 100	200 / 100
26年～30年	140 / 100	134 / 100
31年以上	105 / 100	101 / 100

最高支給率については、41.25月を39.75月とする。

イ 定年退職等の場合

勤続期間	現 行	改 正 案
1年～10年	85 / 100	83 / 100
11年～15年	165 / 100	157 / 100
16年～25年	175 / 100	168 / 100
26年～34年	160 / 100	154 / 100
35年以上	90 / 100	89 / 100

最高支給率については、49.55月を47.7月とする。

(2) 退職手当の調整額に係る改正

退職手当の調整額に係る区分及び退職手当の調整額の算出に係るポイントを次のように改正する。

現 行			改 正 案		
区 分	適用区分	在職1年当 たりのポイ ント	区 分	適用区分	在職1年当 たりのポイ ント
第1号区分	部長	402	第1号区分	部長	400
第2号区分	統括課長	335	第2号区分	課長・園長	300
第3号区分	課長・園長	268	第3号区分	課長補佐 副園長	215
第4号区分	総括係長 副園長	207	第4号区分	係長 統括技能長	190
第5号区分	係長 統括技能長	185	第5号区分	技能長	170
第6号区分	技能長	168	第6号区分	主任 技能主任 主任教諭	148
第7号区分	主任主事 技能主任 主任教諭	146	第7号区分	上記以外の 職員	〔現行どお り〕
第8号区分	上記以外の 職員	0			

(3) 支給制限処分に係る改正

懲戒免職処分等に係る退職手当について、全額不支給を原則としつつ、非違の内容や程度等に特に斟酌すべき事情がある場合には、一部を不支給とすることができるものとする。

5 施行期日

平成30年4月1日



29 墨総法条第47号

平成30年3月27日

墨田区教育委員会

教育長 加藤 裕之 様

墨田区長 山本 亨



教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について

平成30年第1回墨田区議会定例会に下記のとおり条例案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出しようとする条例案名

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

2 提案理由

国における退職手当の支給水準の引下げ及び特別区における行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため、退職手当の見直し等を行う必要がある。

3 施行期日

平成30年4月1日

4 提出条例案

別紙のとおり



議案第39号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年3月29日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和33年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「退職した者」の次に「（第16条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加え、同項第2号中「100分の115」を「100分の107」に改め、同項第3号中「100分の155」を「100分の153」に改め、同項第4号中「100分の210」を「100分の200」に改め、同項第5号中「100分の140」を「100分の134」に改め、同項第6号中「100分の105」を「100分の101」に改め、同条第2項中「41.25」を「39.75」に改める。

第6条第1項第1号中「100分の85」を「100分の83」に改め、同項第2号中「100分の165」を「100分の157」に改め、同項第3号中「100分の175」を「100分の168」に改め、同項第4号中「100分の160」を「100分の154」に改め、同項第5号中「100分の90」を「100分の89」に改め、同条第2項中「49.55」を「47.7」に改める。

第7条の4第2項中「第16条若しくは」を「第16条第1項又は」に改め、「支給を受けなかったこと、又は第18条第2項の規定により一般の退職手当等の」を削る。

第10条第1項第1号中「402」を「400」に改め、同項第2号中「335」を「300」に改め、同項第3号中「268」を「215」に改め、同項第4号中「207」を「190」に改め、同項第5号中「185」を「170」に改め、同項

第6号中「168」を「148」に改め、同項第7号中「146」を「0」に改め、同項第8号を削る。

第11条第3項中「第16条各号」を「第16条第1項各号」に改める。

第16条中「に対し、当該一般の退職手当等の全部を支給しない」を「(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる」に改め、同条に次の2項を加える。

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等をもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第17条第5項第2号及び第3号中「次条第2項」を「次条第1項」に改め、同条第6項中「次条第3項」を「次条第2項」に改め、同条第10項を次のように改める。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

第17条第11項を削る。

第18条第1項を次のように改める。

退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場

合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

第18条第2項を削り、同条第3項中「前項第2号」を「前項第3号」に、「同項」を「第16条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「第2項第2号又は第3項」を「第1項第3号又は前項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項を同条第4項とし、同条第7項中「前条第10項及び第11項」を「第16条第2項及び第3項」に、「第2項及び第3項」を「第1項及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第2項又は第3項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第6項とする。

第19条第1項中「前条第2項」を「第16条第1項」に改め、同条第6項中「第17条第10項」を「第16条第2項」に改める。

第20条第1項中「第18条第2項」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「第17条第10項」を「第16条第2項」に改める。

第21条第6項中「第18条第2項」を「第16条第1項」に改め、同条第7項中「第17条第10項」を「第16条第2項」に改める。

第22条第2項中「第18条第2項第2号若しくは第3項」を「第18条第1項第3号若しくは第2項」に改め、同条第3項中「第18条第3項」を「第18条第2項」に改める。

付則第12項各号列記以外の部分中「平成25年4月1日」を「平成30年4月1日」に、「第10条第1項第8号」を「第10条第1項第7号」に、「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める」を「68の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

付則第13項中「次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じ、当該各号に定める」を「22の」に改め、「それぞれ」を削り、同項各号を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

国における退職手当の支給水準の引下げ及び特別区における行政系人事制度の改正の趣旨等を踏まえ、官民均衡を図るとともに在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をより一層反映するため、退職手当の見直し等を行う必要がある。

29 墨教庶第1773号
平成30年3月27日

墨田区長
山本 亨 様

墨田区教育委員会
教育長 加藤 裕之

教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について（回答）

平成30年3月27日付け29墨総法条第47号により、下記のとおり意見を求められましたことについては、貴案のとおりで異議ありません。

記

- 1 意見聴取のあった条例案名
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小・中学校副校長の退職に伴う感謝状の贈呈について

1 趣旨

平成30年3月31日付で退職する小・中学校副校長に対して、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第2条に基づき感謝状を贈呈する。

2 被贈呈者

学 校 名	氏 名	勤続年数	区年数 (勤続年数中)	園長・副校長暦 (勤続年数中)
第三寺島小学校	藤田 直幸	36	3	11
梅若小学校	石田 恭子	38	5	8
吾嬬第二中学校	西川 由哲	37	24	19

3 交付主体

墨田区教育委員会教育長

4 交付年月日

平成30年3月31日

平成 28・29 年度 墨田区青少年委員退任に伴う感謝状の贈呈について

墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱第 2 条第 2 号に基づき感謝状を贈呈した。

1 贈呈種別

青少年委員退任に伴う感謝

(贈呈基準：委員を 2 期 4 年満了以上で退任するとき)

2 被贈呈者

(1) 氏 名 中村信雄 (なかむら のぶお)

(2) 選 出 区 第一寺島小学校

(3) 在 任 期 間 平成 18・19 年度、平成 28・29 年度の 2 期

3 交付者名義

教育長

4 贈呈年月日

平成 30 年 3 月 27 日 (火)

平成30年度幹部職員人事異動内示書

(部長級)

(平成30年4月1日付け)

新任職	氏名	現任職	備考
企画経営室長	岸川 紀子	教育委員会事務局参事	
企画経営室参事	郡司 剛英	地域力支援部 地域活動推進課長(統括課長)	昇任
区民部長	石井 秀和	子ども・子育て支援部長	
地域力支援部長	関口 芳正	企画経営室長	
地域力支援部参事	前田 恵子	企画経営室 広報広聴担当課長(統括課長)	昇任
産業観光部長	鹿島田 和宏	地域力支援部長	
福祉保健部保健衛生担当部長 (墨田区保健所長)	都区交流転入予定		交流
子ども・子育て支援部長	岩佐 一郎	総務部参事	
都市整備部環境担当部長	佐久間 之	会計管理者	
会計管理者	中山 誠	都市整備部環境担当部長	
教育委員会事務局参事	宮本 知幸	総務部 職員課長(統括課長)	昇任

(課長級)

(平成30年4月1日付け)

新任職	氏名	現任職	備考
企画経営室 政策担当課長(統括課長)	小板橋 一之	企画経営室政策担当課長	
企画経営室 行政改革推進担当課長(統括課長)	企画経営室参事 郡司 剛英 事務取扱		
企画経営室 公共施設マネジメント担当課長	戸 梶 大	企画経営室副参事 (公共施設マネジメント・行政改革推進担当)	
企画経営室 広報広聴担当課長	若菜 進	都市計画部住宅課長	
企画経営室副参事 (社会保障・税番号制度調整担当)	坂田 勝彦	子ども・子育て支援部子ども施設課 入園係長(総括係長)	昇任
総務部 総務課長(統括課長)	遠藤 稔	区民部 窓口課長(統括課長)	
総務部 法務課長(統括課長)	小倉 孝弘	総務部 契約課長(統括課長)	

(課長級)

(平成30年4月1日付け)

新 任 職	氏 名	現 任 職	備 考
総務部職員課長	平井 徹	総務部法務課長	
総務部契約課長	福谷 光広	向島保健センター所長	
区民部 窓口課長(統括課長)	三浦 博司	福祉保健部 厚生課長(統括課長)	
地域力支援部 地域活動推進課長(統括課長)	地域力支援部参事 前田 恵子 事務取扱		
地域力支援部スポーツ振興課長	大野 勝	地域力支援部スポーツ・学習課長	
産業観光部 産業振興課長(統括課長)	中山 賢治	産業観光部産業振興課長	
産業観光部観光課長	菅原 幸弘	都市計画部危機管理担当防災課長	
福祉保健部 厚生課長(統括課長)	須藤 浩司	教育委員会事務局 学務課長(統括課長)	
福祉保健部高齢者福祉課長	東京都派遣転入予定		派遣
向島保健センター所長	福田 純子	福祉保健部高齢者福祉課長	
本所保健センター所長	向島保健センター所長 福田 純子 兼務		
子ども・子育て支援部副参事 (児童・家庭支援推進担当)	有澤 恵美子	横川橋保育園長(総括係長)	昇任
都市計画部住宅課長	佐久間 英樹	産業観光部観光課長	
都市計画部危機管理担当 防災課長	金子 真也	特別区人事・厚生事務組合	派遣
都市計画部危機管理担当副参事 (防犯対策担当)(統括課長)	東京都派遣転入予定		派遣
都市整備部 土木管理課長(統括課長)	栗林 行雄	都市整備部土木管理課長	
すみだ清掃事務所長	高橋 淳一	子ども・子育て支援部子育て支援課 子育て計画主査(総括係長)	昇任
会計管理室会計管理担当課長	会計管理者 中山 誠 事務取扱		
教育委員会事務局 庶務課長(統括課長)	教育委員会事務局参事 宮本 知幸 事務取扱		
教育委員会事務局 学務課長	西村 克己	すみだ清掃事務所長	
教育委員会事務局 地域教育支援課長	石岡 克己	産業観光部観光課 観光主査(総括係長)	昇任
監査委員会事務局 (統括課長)	渡邊 久尚	企画経営室 行政改革推進担当課長(統括課長)	

(事務取扱解除)

(平成30年3月31日付け)

事務取扱職	氏名	発令内容
企画経営室長 行政改革推進担当課長	企画経営室長 関口 芳正	事務取扱を免ずる
総務部総務課長 (統括課長)	総務部参事 岩佐 一郎	事務取扱を免ずる
会計管理担当課長	会計管理者 佐久間 之	事務取扱を免ずる
教育委員会事務局 庶務課長 (統括課長)	教育委員会事務局参事 岸川 紀子	事務取扱を免ずる

(兼務解除)

(平成30年3月31日付け)

兼務職	氏名	発令内容
福祉保健部副参事 (臨時給付金担当) (統括課長)	福祉保健部厚生課長 (統括課長) 三浦 博司	兼務を解く
本所保健センター所長	向島保健センター所長 福谷 光広	兼務を解く

(退職)

(平成30年3月31日付け)

所属	氏名	備考
区民部長	大滝 信一	定年退職
産業観光部長	渡辺 一夫	定年退職
監査委員事務局長 (統括課長)	鈴木 陽子	再任用終了

(交流転出)

(平成30年3月31日付け)

所属	氏名	備考
福祉保健部保健衛生担当部長 (墨田区保健所長)	北村 淳子	交流

(派遣終了)

(平成30年3月31日付け)

所属	氏名	備考
都市計画部危機管理担当副参事 (防犯対策担当) (統括課長)	松田 茂樹	
教育委員会事務局 地域教育支援課長	岡本 香織	